



市章

大津市公報

令和3年3月31日
号外(第20号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規

則

20	大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則	1
21	大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
22	大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則の一部を改正する規則	4
23	大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	4
24	大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	4
25	大津市消防団規則の一部を改正する規則	5
26	大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	5
27	大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6

規則

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則を公布する。
令和3年3月31日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第20号

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則

大津市公有財産等管理規則(昭和63年規則第59号)の一部を次のように改正する。
第42条第3項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和3年3月31日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第21号

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則(平成30年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「事業区域及びその周辺地域」を「関係地域」に改め、同条第8号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める。

第7条第1項第2号及び第4号中「事業区域及びその周辺の地域」を「関係地域」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(あっせん)

第8条の2 条例第10条の3第1項の規定によるあっせんの申請は、太陽光発電設備設置事業計画に係るあっせん申請書(様式第7号の2)によるものとする。

2 市長は、条例第10条の3第2項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

3 市長は、あっせんを行うに当たり、当事者に出席又は必要な資料の提出を求めることができる。

第11条第2号中「事業区域及びその周辺地域」を「関係地域」に改め、同条第3号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める。

第16条の次に次の3条を加える。

(委員会の組織等)

第16条の2 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第16条の3 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第16条の4 委員会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

様式第7号の次に次の1様式を加える。

様式第7号の2 (第8条の2関係)

太陽光発電設備設置事業計画に係るあっせん申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

氏 名

⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第10条の3第1項の規定に基づき、あっせんで申請します。

事業計画に係る事業区域の所在地	
紛争の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	住 所 氏 名
あっせんで申請する理由	
交渉経過の概要	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第8号の改正規定及び第11条第3号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第22号

大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則の一部を改正する規則

大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則(平成23年規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表門、塀等の項中「3,400円」を「8,600円」に、「1,000円」を「1,900円」に、「3,100円」を「5,000円」に、「8,300円」を「15,200円」に、「2,900円」を「3,500円」に改め、別表第1項の表柵の項中「1,000円」を「1,400円」に、「700円」を「800円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,600円」を「7,100円」に、「4,000円」を「4,900円」に改め、別表第1項の表樹木の項中「500円」を「600円」に、「1,100円」を「1,400円」に、「10,900円」を「13,100円」に、「600円」を「800円」に、「1,400円」を「1,700円」に、「12,500円」を「15,500円」に改め、別表第1項の表擁壁の項中「3,900円」を「4,700円」に、「9,600円」を「11,400円」に、「11,900円」を「14,100円」に、「8,500円」を「11,000円」に、「20,900円」を「26,700円」に、「30,600円」を「38,600円」に改め、別表第1項の表下水道管の項中「7,800円」を「8,900円」に改め、別表第1項の表公共汚水柵の項中「13,000円」を「14,900円」に改め、別表第1項の表水道管の項中「2,300円」を「3,400円」に改め、別表第1項の表量水器の項中「19,200円」を「23,000円」に改め、別表第1項の表ガス管の項中「2,800円」を「3,700円」に改め、別表第2項の表舗装工事費の項中「2,200円」を「2,700円」に改め、別表第2項の表縁石設置費の項中「2,700円」を「3,200円」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「氏名」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第23号

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年規則第127号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、「第30条第8項」を「第35条第8項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第24号

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年規則第70号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第30条第2項(法第31条第2項)」を「第35条第2項(法第36条第2項)」に改め、同条第2項中「第30条第3項(法第31条第2項)」を「第35条第3項(法第36条第2項)」に改め、同条第3項中「第30条第3項」を「第35条第3項」に改める。

第11条中「第30条第1項(法第31条第2項)」を「第35条第1項(法第36条第2項)」に、「第36条第2項」を「第41条第2項」に改める。

第12条中「第32条」を「第37条」に改める。

第13条中「第34条」を「第39条」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める。

第18条中「第37条」を「第42条」に改める。

第19条中「第38条」を「第43条」に改める。

様式第8号中「第30条第2項(第31条第2項)を「第35条第2項(同法第36条第2項)に、「第30条第2項)」を「第35条第2項)」に、「同法第31条第2項)を「同法第36条第2項)に、「第30条第3項)を「第35条第3項)に改める。

「第30条第1項	「第35条第1項
様式第9号中 第31条第2項において準用する第30条第1項	を 第36条第2項において準用する同法第35条
第36条第2項	」 第41条第2項

第1項)に改める。

」
様式第10号中「第32条)を「第37条)に改める。
様式第11号中「第34条)を「第39条)に、「第30条第4項)を「第35条第4項)に改める。
様式第14号中「第30条第4項)を「第35条第4項)に改める。
様式第16号中「第37条)を「第42条)に改める。
様式第17号中「第38条)を「第43条)に改める。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市消防団規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第25号

大津市消防団規則の一部を改正する規則

大津市消防団規則(平成6年規則第30号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(機能別団員)

第7条の2 機能別団員(大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年条例第51号)第2条第1項に規定する機能別団員をいう。)は、消防団本部に属し、団長の指揮の下、大規模災害発生時等において基本団員(同項に規定する基本団員をいう。)が行う活動の補助活動その他市長がその都度指定する消防事務に従事する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第26号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年規則第135号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「166,950円)を「171,650円)に、「72,990円)を「73,090円)に改め、同表随時介護を要する状態の項中「83,480円)を「85,780円)に改める。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
 - 改正後の本則の表の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。
-

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第27号

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則(昭和39年規則第34号)の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に、「行ない」を「行い」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「つど」を「都度」に改め、同条を第6条とする。

第1号様式中「第1号様式」の次に「(第2条関係)」を加え、「昭和」を削り、「大津市長 殿」を「(宛先) 大津市長」に改め、「@」及び「明・大・昭」を削り、「所属分団長印」を「所属分団長 印」に改め、「消防団長 印」を「消防団長 印」に改める。

第2号様式中「第2号様式」の次に「(第2条関係)」を加え、「@」を削る。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式(第3条関係)

個人別調書

所 属			
フリガナ 氏 名			
生年月日	年 月 日		
任 免 及 び 勤 務 年 数 等 の 明 細			
全 期 間 (A)	階 級	基準以外の階級	勤務年数
年 月 日 ~ 年 月 日			年 月
年 月 日 ~ 年 月 日			年 月
年 月 日 ~ 年 月 日			年 月
年 月 日 ~ 年 月 日			年 月
年 月 日 ~ 年 月 日			年 月
年 月 日 ~ 年 月 日			年 月
年 月 日 ~ 年 月 日			年 月
年 月 日 ~ 年 月 日			年 月
勤務年数 計(A)			年 月
(A)から除算する期間(B)	除 算 理 由		除算年数
年 月 日 ~ 年 月 日			年 月
年 月 日 ~ 年 月 日			年 月
年 月 日 ~ 年 月 日			年 月
年 月 日 ~ 年 月 日			年 月
除算年数 計(B)			年 月
差 引 (A-B)			年 月
請 求 (C)			
請求基礎階級：	請求基礎勤務年数：	年 月	請求額： 千円

第4号様式 (第4条関係)

退職報償金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金について、次のとおり決定したので通知します。

		支給する	支給しない
振 込 日		年 月 日	
振 込 先	金 融 機 関 名		
	預 金 種 別		
	口 座 番 号		
	フリガナ 名 義	()	
		報 償 金 額	円
支給しない場合の理由			

第5号様式中「第5号様式」の次に「(第5条関係)」を加え、「大津市長 殿」を「(宛先) 大津市長」に、「または」を「又は」に改め、「明・大・昭」を削り、「および」を「及び」に改める。

第6号様式中「第6号様式」の次に「(第5条関係)」を加え、「大消本 号」を「 第 号」に改め、「昭和」を削り、「殿」を「様」に改め、「明・大・昭」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則第1号様式、第2号様式、第5号様式及び第6号様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。